

融研会報

2012年5月号



- 相談室から

法人格を有しない団体との取引

- 融法Movement (行方洋一)

中小企業金融円滑化法の最終延長と外部機関等との連携

- 金融判例紹介 (吉岡伸一)

シンジケートローンのアレンジャーの責任

- **連載** 融資実務における登記のポイント (鈴木龍介)

第11回 危険な登記～商業登記編～

- 融資トピックス (高橋俊樹)

資本金借入金の活用～金融円滑化措置の出口対策

- 事務局からのお知らせ



一般社団法人金融財政事情研究会

融資問題研究会

〒160-8519 東京都新宿区南元町19

(相談室) TEL (03) 5368-5955

(事務局) TEL (03) 5368-5956

FAX (03) 5368-5988



連載

融資実務における登記のポイント

第11回 危険な登記～商業登記編～

司法書士法人鈴木事務所 司法書士 鈴木龍介

1. 危険な商業登記とは

商業登記は会社の重要な情報を公示する制度であり、当事社は登記すべき事項が生じた場合には、それを登記することが義務づけられています。危険な商業登記には、そもそも実体に合致した登記がなされていない場合と、登記記録から異常な状況等が読み取れる場合があります。

本稿では、それらの危険な商業登記の事例を紹介します。ただし、実務現場では個々の具体的な事案に応じた調査や判断が必要であることは言うまでもありません。

2. 危険な登記の具体例

(1) 登記日

登記事項である商号・本店・役員等を変更した場合には、変更が生じてから原則として2週間以内に変更登記をしなければなりません。登記記録には、それらの変更日と登記日（登記申請をした日）が記録され、公示されます。したがって、変更日と登記日の間に2週間を超えるような乖離がある場合には、コンプライアンス意識が低いことや、事務処理や管理の体制に不備があることがうかがえます。また、何らかの事情により変更日をバックデイトし、実体に即していない登記をした可能性もあります。

(2) 本店

会社の本店所在場所（具体的な住所）は登記事項ですが、本店についての登記をする際に、そこに本当に本店があるかどうかという現地調査は行われません。したがって、企業調査を行う際に、現地を確認することが必要な場合があります。

短期間で頻繁に本店を移転している会社については、急成長している場合も考えられますが、事業計画がずさんである可能性も否定できません。また、法務局の管轄を越えて本店を移転すると、従来の登記記録は閉鎖され、新本店所在地の法務局で新しい登記記録となります。これを奇貨として、過去の問題等を隠すために本店を転々と移転しているようなケースもあります。

(3) 目的

会社の目的は、定款の記載事項であり、登記事項です。会社法の施行に伴い、登記できる目的の具体性の要件が大幅に緩和され、たとえば「適法な事業」といった目的も登記が可能となりました。しかしながら、あまりにも抽象的な目的を定めている会社については、融資の目的外使用や突然の業態変更などが懸念されます。

(4) 役員

役員が退任した場合には、その事由が登記されます。その中でも「解任」は会社が強制的にその役員を退任させたということですから、内紛を疑う必要があります。

役員が一度に全員もしくはそのほとんどが入れ替えられているような場合には、会社買収や事業譲渡などにより実質的な経営者の変更があったことが推測されます。このような場合には、同一の会社ではあるものの、今後の取引を見直す必要があります。また、適正・適法な買収手続を経ない、いわゆる「乗っ取り」であることも考えられるため、慎重な対応が必要です。